

写

参考資料 2

令和 4 年 11 月 30 日

広島県環境審議会  
生活環境部会長 様

広島県環境審議会  
会長 西嶋 渉



諮問事項の付議について（依頼）

令和 4 年 11 月 29 日付けで広島県知事から別紙のとおり当審議会に諮問されました。  
については、広島県環境審議会運営要綱第 3 条の規定により、貴部会に次の諮問事項  
を付議します。

諮問事項

第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画の改定について